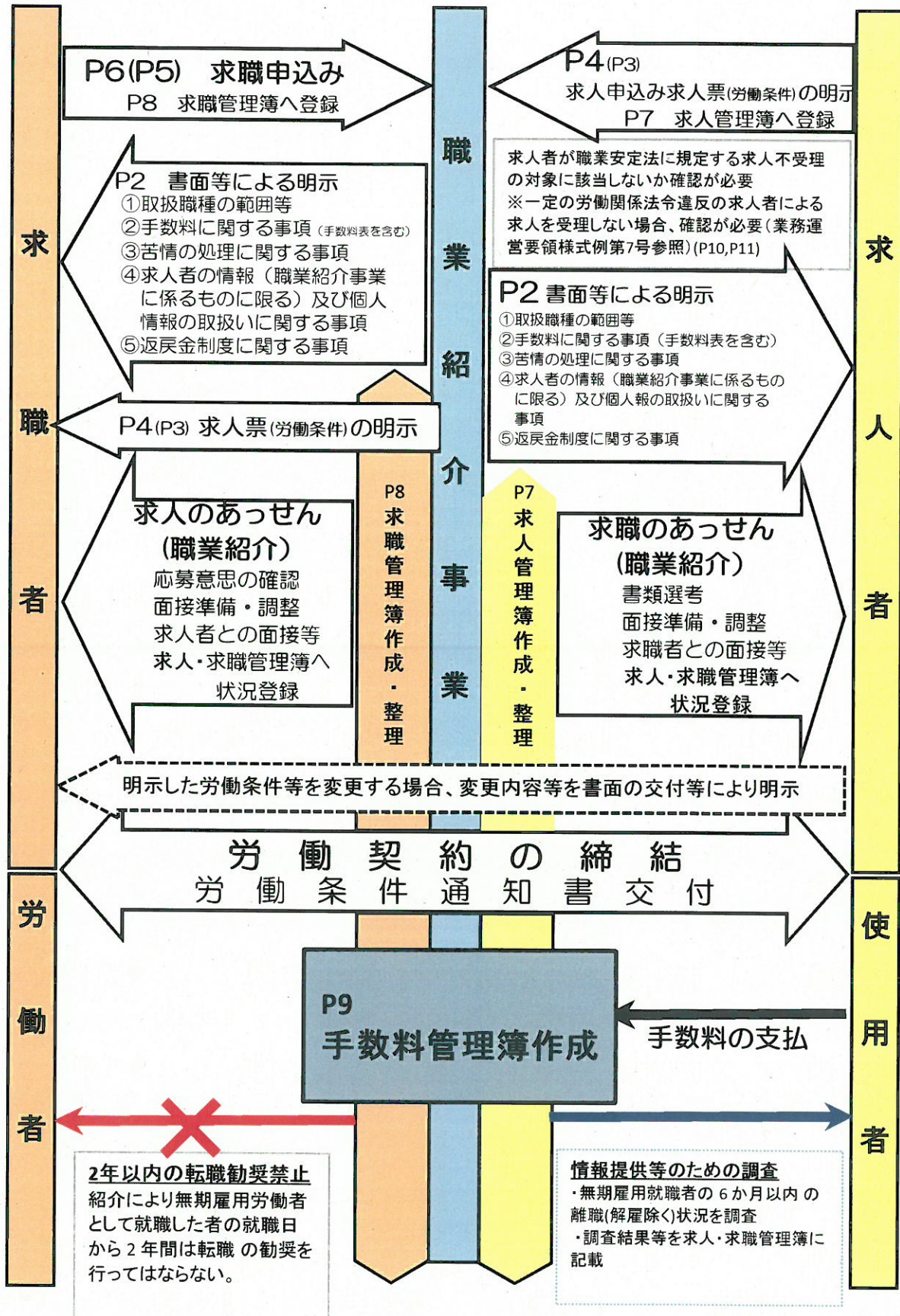


# 職業紹介の流れ



## 【求職者・求人者の皆様へ】

職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5の規定に基づき、当事業所の取扱職種の範囲等について、以下のとおり明示します。

1. 事業所名【            】
2. 許可/届出番号【            】
3. 取扱職種の範囲等 職種【            】 範囲【            】
4. 手数料に関する事項

○**求職者**から徴収する手数料：一切申し受けません。

○**求人者**から徴収する手数料：手数料表のとおりです（消費税は別途請求）。

サービスの種類及び内容【手数料の負担者】	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用【求人者が負担】	受付手数料：     〇〇、〇〇〇円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス【求人者が負担】	成功報酬： 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金見込額の 〇〇%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言【求人者が負担】	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金見込額の 〇〇%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索【求人者が負担】	着手金： 〇〇、〇〇〇円 活動一日当たり： 〇〇、〇〇〇円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金見込額の 〇〇%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言【関係雇用主が負担】	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金見込額の 〇〇%

### 5. 苦情の処理に関する事項

苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します。

苦情処理責任者：職業紹介責任者◇◇◇◇ 連絡先（    ）    —

### 6. 個人情報の取扱いに関する事項

当事業所が定めた個人情報管理規程を抜粋転記すると以下のとおりです。

- ① 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、△△課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
- ② 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う一事業所内職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施する。  
また職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- ③ 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- ④ 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

### 7. 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けています。（設けていません。）返戻金制度の内容は次のとおりです。

- 1 か月以内に退職した場合   〇〇%相当額の返済
- 3 か月以内に退職した場合   △△%相当額の返済
- 6 か月以内に退職した場合   ××%相当額の返済

# 求人申込書兼求人票

事業所名	(ふりがな)ふくとみやせいふんかぶしがいいしや おろしまちさぎょうじよ 福都宮製粉株式会社 卸町作業所	事業内容		食料品製造業	
		創業	平成 27 年	資本金	1,000万 円
		採用人数		2 人	
事業所所在地	〒 983-8585 宮城県仙台市宮城野区卸町x丁目x番地 (TEL 022-292-6XXX )				
就業場所 (雇入れ直後)	住所 事業所所在地に同じ (TEL )				
(変更の範囲)	本社、支店、営業所への転勤を命じる場合があります。				

職種	管理責任者				雇用形態	<input type="checkbox"/> 派遣労働者							
仕事の 内容 (雇入れ直後)	餃子の製造工程業務(生産管理業務)と配送業務(配送・集荷の職業)の責任者を行っていただきます。正し、当初製造の現場作業と実際の配送作業を行っていただきます。実際の配送作業は交代制で1ヶ月に1回程度兼任で行っていただきます。(AT軽自動車を使用します)。				試用 期間	<input checked="" type="checkbox"/> あり【期間 3 か月】							
						なし							
(変更の範囲)	営業業務(ルート営業業務)、総務・庶務業務を命じる場合がある。				雇用 期間	<input type="checkbox"/> 定めなし							
						<input type="checkbox"/> 定めあり【期間 】							
1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります ・契約の更新はしない・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力 ・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況 ・その他( ) 3 更新上限の有無(無・有(更新x回を上限とする。/ 通算契約期間x年を上限とする。))													
就業 時間	①	8 時 00 分 ~ 17 時 00 分	休日	土 日 曜日・月 9 休	年間休日数	130 日							
	②	9 時 00 分 ~ 18 時 00 分	休憩	60 分	週休二日制	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし							
	③	10 時 00 分 ~ 19 時 00 分	時間外労働	なし ・ <input checked="" type="checkbox"/> あり【1ヶ月あたり	10 時間】								
裁量労働制	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり (専門業務型・企画業務型) 【1日あたりのみなし労働時間数 時間】												
賃金形態	<input checked="" type="checkbox"/> 月給制 ・ <input type="checkbox"/> 日給制 ・ <input type="checkbox"/> 時間給制 ・ <input type="checkbox"/> 出来高給 ・ <input type="checkbox"/> その他( )												
賃金	a	基本給 (月額換算・平均労働日数 20 日)	賃金支払日	毎月 末 日	賃金締切日	毎月 15 日							
			200,000 円 ~		300,000 円								
	b 定 額 的 に 支 払 わ れ る 手 当												
		配送 手当	10,000 円 ~ 10,000 円	※手当に関する特記事項を記載									
		役職 手当	30,000 円 ~ 50,000 円										
		手当	円 ~ 円										
a+b 賃 金 合 計		240,000 円 ~		360,000 円									
固定残業代	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>①基本給</td> <td>円(②の手当を除く額)</td> </tr> <tr> <td>② 手当(</td> <td>時間分の時間外手当として 円を支給</td> </tr> <tr> <td>③ 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給</td> <td></td> </tr> </table>							①基本給	円(②の手当を除く額)	② 手当(	時間分の時間外手当として 円を支給	③ 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給	
①基本給	円(②の手当を除く額)												
② 手当(	時間分の時間外手当として 円を支給												
③ 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給													
賞与	<input checked="" type="checkbox"/> あり 昨年度実績(平均4.5ヶ月) なし		退職金規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(当社規定による)									
通勤手当	全額支給 ・ <input type="checkbox"/> 上限あり 15,000 円 ・ なし		通勤に関する特記事項	駐車場有り、但し有料(2,000円/月)									
加入保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 雇用 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 厚生 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 健康 ・ 他( )		昇給	<input type="checkbox"/> なし ・ <input checked="" type="checkbox"/> あり【1回/年(4月)】									
受動喫煙防止措置の状況	対策: <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		対策方法:禁煙	「特記事項」:原則室内禁煙(喫煙専用室設置)									

# 求人申込書兼求人票

事業所名	(ふりがな)		事業内容					
			創業	平成	年	資本金	円	
				採用人数		人		
事業所所在地	〒 (TEL )							
就業場所 (雇入れ直後)	住所 (TEL )							
(変更の範囲)	本社、支店、営業所への転勤を命じる場合があります。							
職種	管理責任者				雇用形態	<input type="checkbox"/> 派遣労働者		
仕事の 内容 (雇入れ直後)					試用期間	あり【期間 か月】 なし		
					雇用期間	定めなし 定めあり【期間 】		
(変更の範囲)						1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります ・契約の更新はしない・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力 ・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況 ・その他( ) 3 更新上限の有無(無・有(更新x回を上限とする。/ 通算契約期間x年を上限とする。))		
就業 時間	①	時 00 分 ~	時 00 分	休日	土 日 曜日・月	休 年間休日数	日	
	②	時 00 分 ~	時 00 分	休憩		分	週休二日制	あり ・ なし
	③	時 00 分 ~	時 00 分	時間外労働	なし ・ あり【1ヶ月あたり			時間】
裁量労働制	なし ・ あり(専門業務型・企画業務型) 【1日あたりのみなし労働時間数 時間】							
賃金形態	月給制 ・ 日給制 ・ 時間給制 ・ 出来高給 ・ その他( )							
賃金	a	基本給(月額換算・平均労働日数		日)	賃金支払日	毎月 末 日	賃金締切日	毎月 日
	円 ~ 円							
	b	定 額 的 に 支 払 わ れ る 手 当						
		手当	円 ~	円	※手当に関する特記事項を記載			
		手当	円 ~	円				
	手当	円 ~	円					
a+b 賃金合計		円 ~ 円						
固定残業代	なし ・ あり	{ ①基本給 円(②の手当を除く額) ② 手当( 時間分の時間外手当として 円を支給 ③ 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給 }						
賞与	あり	昨年度実績( )	なし	退職金規程	なし	あり( )		
通勤手当	全額支給	上限あり	円 ・ なし	通勤に関する特記事項				
加入保険	労災 ・ 雇用 ・ 厚生 ・ 健康 ・ 他( )			昇給	なし ・ あり【 】			
受動喫煙防止措置の状況	対策:あり・なし		対策方法:禁煙					

# 求 職 申 込 書

※受付日: 令和x年x月15日		男・女		
氏名	ふりがな ろうどう きよくたろう <b>労働 局太郎</b>	生年月日	大正 <b>昭和</b> 57年12月8日 生 平成	
住所	〒983-8585 仙台市宮城野区榴ヶ岡4丁目x番x号 HWヒルズ1210号室	仙石 線 榴ヶ岡 駅から (徒歩・自転車・バス) 計15分	免許・資格 日商簿記2級 英検3級 自動二輪 普通自動車一種 <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	
電話	電話 022-292-x-x-x-x 携帯 080-▲▲▲▲-■●●●	FAX 同左 E-mail kyo.roudou.zzzz@gmail.co.jp	電話と異なる場合のみ記載	
主たる連絡方法 (FAX・留守番電話・携帯電話・E-mail)		希望する仕事があった場合の連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する・ <input type="checkbox"/> 希望しない		
学歴	中 学 <input type="checkbox"/> 高 校 <input checked="" type="checkbox"/> 高 専 <input type="checkbox"/> 短 大 <input type="checkbox"/> 大 学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/>	卒業 <input checked="" type="checkbox"/> 中 退 <input type="checkbox"/> 在 学 <input type="checkbox"/> 専 門 <input type="checkbox"/> 各 種 <input type="checkbox"/>	60歳以上の方 <input type="checkbox"/> 年金受給中 <input type="checkbox"/> 扶養の範囲内での就業を希望します。	
就職についての希望	<b>希望する仕事</b>			
	食品製造、配送配達業務、倉庫内仕分け作業の経験を活かした管理業務			
	希望勤務時間 6時 ~ 18時00分			
	この時間帯で 8時間程度 一週間のうち 5 日間程度			
	希望休日 毎週日曜日 曜日・週休2日であればよい・4週8休以上			
	希望勤務地 宮城県仙台市、名取市、岩沼市、富谷市			
	通勤時間 60分以内・転居可能			
	希望賃金(税込月収額) 30万 円/月 仕事をあっせんする上で留意して欲しい事項			
	児童館の閉館が19時までなので18時30分まで退社したい。 始業時間は早くてもよい。			
	パソコン技能( <input checked="" type="checkbox"/> ワープロ・ <input checked="" type="checkbox"/> 表計算・ <input checked="" type="checkbox"/> その他 簡単なプログラム作成)・できない			
経験したものから記載	① 事業所名	○×株式会社		
	雇用形態		<input checked="" type="checkbox"/> 無期雇用・ <input type="checkbox"/> 有期雇用・ <input type="checkbox"/> 日々雇用)	
	事業内容(自営内容)	食品製造、配送配達		
	働いていた(いる)主な仕事	食品製造と配達配達業務と食品倉庫での仕分作業(マネジメント業務を兼務で行っていた)		
	事業所の労務管理【知っているとき】	<input checked="" type="checkbox"/> 雇入通知(労働契約書)があった。 <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則があった <input checked="" type="checkbox"/> 時間外労働に関する協定(36協定)があった <input checked="" type="checkbox"/> 雇用・健康・年金に加入していた。		
	働いていた(いる)期間	平成22年4月から令和4年12月まで約12年間		
	退職時(現在)税込月収:	27万円	退職時(現在)時給:	円
	② 経理事務	約 1 年間		
	③ バイク便(自営)	約 1 年間		
	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給中		<input checked="" type="checkbox"/> の場合→求職活動実績の証明を希望する・しない	

弊社は、求職者から知り得た個人的な情報は、弊社の個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。  
本求職申込書に記載された個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供するために使用し、職業紹介(適格紹介)以外の目的には使用しません。

個人情報の求人者への提供について同意いたします。

令和 年 月 日 氏 名





# 求人管理簿

# 記載例

求人 受理 番号	① 求人者の氏名又は名称 所在地 連絡担当者 連絡先電話番号	④ 受付年月日	⑤ 有効期間	⑥ 求人 数	⑦ 職 種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用期間	⑩ 賃 金	⑪ 職業紹介の取扱状況						備 考			
									紹介年月日	求職者氏名	採否 結果	採用年月日	無期雇用該 当の有無	既勤働要 求止期間		無期雇用の場合		備考
																6箇月以内の 雇職状況	調査日及び 調査方法	
05-15	福都宮製粉株式会社 宮城県仙台市宮城野区御町x丁目x 番地 総務課長 南野 隆某 022-292-60xx	R5.4.1	R5.6.30	2	食料品製 造業	福都宮製粉株式会社 御町作業所 仙台市宮城野区御町x 丁目x番地	定めなし	月給制 18万1千円 から 27万9千円	R5.5.1	佐藤 泰次郎	不採 用							
		R5.6.5							R5.6.5	無期 雇用			R5.6.5~ R7.8.4	R5.12.5 調査票の郵 送				
		R5.8.1							R5.8.5	無期 雇用			R5.8.5~ R7.8.4	R5.7.31離職			返金有	

## 求人管理簿の記載要領

- ① 「求人者の氏名又は名称」欄は、求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。この場合、求人者が複数の事業所を有するときは、求人者の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載すること。
- ② 「所在地」欄は、求人者の所在地を記載すること。
- ③ 「連絡担当者、連絡先電話番号」欄は、求人者において、求人及び採用選考を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載すること。
- ④ 「受付年月日」欄は、求人を受け付けた年月日を記載すること。なお、同一の求人者から、複数の求人者を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時ではない場合は、その旨を記載すること。
- ⑤ 「有効期間」欄は、求人者の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくこと。
- ⑥ 「求人数」欄は、募集する労働者の人数を記載すること。
- ⑦ 「職種」欄は、当該求人により雇入れられた労働者が従事する業務の職種を記載すること。
- ⑧ 「就業場所」欄は、当該求人により雇入れられた労働者が業務に従事する場所を記載すること。
- ⑨ 「雇用期間」欄は、当該求人により雇入れられた労働者の雇用期間を記載すること。
- ⑩ 「賃金」欄は、当該求人により雇入れられた労働者の賃金を記載すること。求人管理簿上に記載された賃金が、求人によって支払単位が異なるときには、時給、日給、月給等が判別できるように記載すること。なお、雇用する労働者の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。賃金額が都道府県ごとに設定されている最低賃金を満たしているか留意すること。
- ⑪ 「職業紹介の取扱状況」欄は、当該求人による求職者への時期、採用・不採用の順末等を記載することとし、採用された場合は採用年月日、無期雇用就職者である場合はその旨、転勤勧奨が禁止される期間、離職状況（a）6箇月以内の離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合はその旨、並びに調査を行った日及び調査方法、または、（b）6箇月以内の離職により返戻金が行われたか否か）についても記載すること。
- ⑫ 「無期雇用就職者の離職状況」については、以下の（1）又は（2）のいずれかについて記載すること。  
 （1）6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査による離職状況が判明しなかった場合はその旨、並びに調査を行った日及び調査方法  
 （2）6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か  
 なお、求人者、求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することは差し支えない。

【留意事項1】 求人管理簿は、個人情報記載されているので、取扱いは十分注意すること。

【留意事項2】 保存期間は、求人管理簿については求人者の有効期間の終了後、2年間とする。

【関係法令】 職業安定法第32条の15、職業安定法施行規則第24条の7





# 手数料管理簿

## 記載例

令和5年度分 (管理対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

① 手数料を支払う者の氏名又は名称	② 徴収年月日	③ 手数料の種類	④ 手数料の額		⑤ 手数料の算出根拠	備考
			手数料	第二種特別加入保険料		
福都宮製粉株式会社	R5.6.16	紹介手数料	340,200		紹介手数料(労働 局太郎の分) 月給270,000円 × 12か月 × 10.5% = 342,000円	
福都宮製粉株式会社	R5.6.16	紹介手数料	315,000		成功報酬(鈴木 三郎の分) 月給250,000円 × 12か月 × 10.5% = 315,000円	

### ① 手数料を支払う者の氏名又は名称欄

求人者、関係雇用主又は求職者の中の手数料の支払いを行う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。  
求人者又は関係雇用主が複数の事業所を有するときは、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載すること。

### ② 徴収年月日欄

手数料の支払いが行われた年月日を記載すること。

### ③ 手数料の種類欄

求人受付手数料、紹介手数料、求職受付手数料、求職者手数料等の種類を記載すること。

### ④ 手数料の額欄

徴収した手数料の額を記載すること。第二種特別加入保険料を徴収している場合はその額がわかるように記載すること。

### ⑤ 手数料の算出根拠欄

手数料の算出根拠となった賃金、割合等をわかるように記載すること。

【留意事項】網掛け部は毎年4月に提出する「職業紹介事業報告書」を作成する際に計上する事項につき、記載誤りがないよう随時点検すること。

# 自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

### ◇この自己申告書についての説明事項

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

### チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

#### 1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

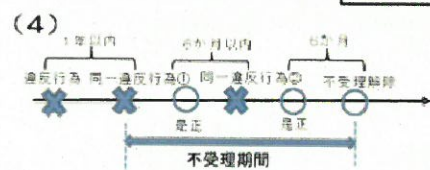
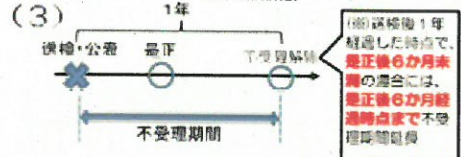
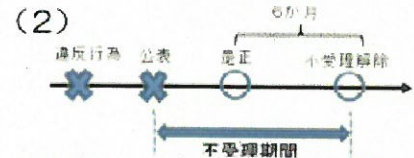
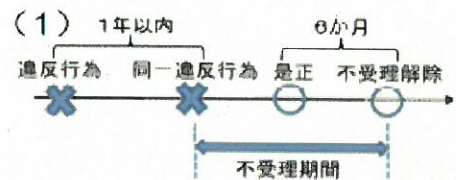
(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同-賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有糸合休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項



## 2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法

### 及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ① 需糸合調整事業課(室)による助言や指導、勧告
- ② 雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示第	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求人等に関する情報的的確な表示	第5条の4第1項及び第2項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の5
求人申し込み時の報告	第5条の6第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の2において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止 「関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条(第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第25条第1項・第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限条	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)、第23条第1項から第3項まで、第26条

※労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

### 3. その他の不受理事由

- a 暴力団員(注2)に該当する。
- b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
- c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。

(注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

### 4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

